

## 第6章 計画の基本方針

### 6-1 基本理念

都市の緑は、グリーンインフラとして、環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能、景観形成機能など多様な機能を有しています。これらのグリーンインフラを将来にわたって保全していくとともに、さらなる緑の充実や機能強化のための取組を市民と協働で行い、市民生活に憩いとうるおいをもたらす良好な都市環境を創出することを目標とします。

本市は人口・世帯の増加が続いており、若い世代の比率が高い都市です。緑の現状をみると河川や農地が緑の骨格を形成し良好な水辺を有しているとともに、地形が平坦であるため重要な緑は社寺林や街路樹、公園の緑、歴史を物語る緑などとなっています。

これらの緑の保全と合わせ、多様な世代に親しまれるレクリエーション・交流の場の整備や充実、災害時などにおいて避難機能を有する公園などオープンスペースの確保、まちの歴史的資源や水辺などと連携させた緑づくりを推進していきます。そして、令和という新しい時代に、市民とともに緑を協働で育てていくことを基本理念とし、基本方針、緑の将来像図を設定します。

#### 基本理念

豊かな水と緑あふれるまち 瑞穂  
～新しい時代に 市民とともに育む 瑞穂の緑づくり～

## 6-2 基本方針

基本理念を踏まえ、基本方針を次のように設定します。

### (1) 憩いとうるおいをもたらす緑の保全

- ・河川、広大な農地など緑の骨格を保全します。
- ・広場や公園などの市民交流拠点、歴史・文化交流拠点などの緑の拠点を保全します。
- ・緑の拠点をつなぐ河川、街路樹、旧街道などを活用し水と緑のネットワークを形成します。

### (2) 子育て・健康づくり・安心安全に役立つ緑づくり

- ・身近な憩いの場となる都市公園等を整備します。
- ・子育て世代が住み続けたいとなるとともに、高齢化社会を見据え、ユニバーサルデザインへの配慮により、多世代で楽しめる空間となるよう既存公園等の質の向上を図ります。
- ・本市の特徴である河川を活かし、健康づくりに役立つ歩行者ネットワーク（遊歩道）を整備します。
- ・災害時の支援拠点となる防災に配慮した公園などの適正配置を検討します。

### (3) 魅力あるまちづくりにつながる緑化の推進、活用

- ・JR穂積駅周辺のまちの顔となる拠点や小簾紅園などの歴史的資源について、重点的な緑化を推進します。また、公共施設、民間施設の緑化を推進します。
- ・中山道沿いなどの歴史的資源を継承・保全し、まちづくり資源として活用します。

### (4) みんなで力を合わせる緑のまちづくり

- ・公共施設、民間施設について、市民参画、協働体制の基盤づくりを進め、地域の人・力を活かし、緑化の推進に努めます。
- ・市民・事業者・行政の協働による緑のまちづくりを推進します。

### 6-3 緑の将来像図

基本理念、基本方針を踏まえ、都市計画マスタープランとの整合を図り、緑の将来像図を次のように設定します。



※幹線道路ネットワークは都市計画マスタープランによる

図 6-3-1 緑の将来像図

## 6-4 施策の体系

表 6-4-1 施策の体系

基本理念	基本方針	施策の方針	内容	緑の機能				
				環境	レク	防災	景観	
豊かな水と緑あふれるまち 瑞穂 新しい時代に 市民とともに育む 瑞穂の緑づくり	憩いとおもいを もたらず 緑の保全	(1) 河川、農地など緑の骨格の保全	・本市の骨格となっている河川、農地の保全を図ります。	○			○	
		(2) 市民交流拠点、歴史・文化交流拠点などの緑の保全	・広場や公園、史跡などの緑の保全・活用を図ります。	○	○			
		(3) 緑の拠点をつなぐ緑のネットワークの形成	・市民交流拠点、まちの顔となる拠点、歴史・文化交流拠点などをつなぐ河川や街路樹による緑のネットワークの保全・活用を図ります。	○	○		○	
	子育て・健康づくり・安心安全に役立つ緑づくり	(1) 新たな地域拠点となる身近な公園の整備	・新たな地域拠点となる身近な都市公園等を適正に配置・整備します。		○	○		
		(2) 既存公園等のリニューアル	・利用者のニーズや老朽化にあわせリニューアルを行い、魅力の向上、長寿命化を図ります。		○		○	
		(3) 市民意向を踏まえた個性のある公園整備	・市民ニーズへの対応を図るとともに、住民参加による公園づくりを推進します。		○			
		(4) 避難場所や災害時の拠点となる防災に配慮した公園づくり	・災害時の一次的な避難や救援活動支援などを行う公園づくりを推進します。			○		
		(5) 公園利用者が安全・安心して利用できる公園づくり	・防犯カメラの設置により安全に安心して利用できる公園づくりを推進します。			○		
	魅力あるまちづくりにつながる緑化の推進、活用	(1) まちの顔となる公共公益施設の緑化推進	・まちの顔となる JR 穂積駅周辺や市役所などの公共公益施設は、シンボル拠点として緑化を推進します。	○			○	
		(2) 民有地の緑化による地域の緑づくり	・住宅地、工業地、商業地などの民有地の緑化を推進し地域の緑を創出します。	○			○	
		(3) 歴史的資源のまちづくりへの活用	・中山道沿いや五六閘門の歴史的資源を継承・保全し、まちづくり資源として活用します。		○		○	
	みんなで力を合わせる緑のまちづくり	(1) 協働による緑化の普及啓発	・公共施設や民有地の面的な緑化の充実など、市民との協働により、みんなで力を合わせて推進します。	○	○	○	○	
		(2) 協働による緑のまちづくりと役割分担	・市民・事業者・行政が互いに理解し、それぞれの役割分担と相互の協働作業を基本とした緑づくりを推進します。	○	○	○	○	

## 6-5 SDGs(持続可能な開発目標)

SDGs(持続可能な開発目標)は、平成 27(2015)年の国連サミットで採択された平成 28(2016)年～令和 12(2030)年までの国際目標です。持続可能な社会を実現するための 17 の目標(ゴール)から構成され、SDGs の達成に向けて自治体において取り組むことが求められています。



図 6-5-1 持続可能な社会を実現するための 17 の目標 (ゴール)

本市においても、SDGs の理念に基づき、持続可能なまちづくりを進めていきます。特に本計画に関連すると考えられる下記3つの目標の取組を推進します。

表 6-5-1 本計画に関連する主な目標と詳細

本計画に関連する目標	SDGs(持続可能な開発目標)の詳細
	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間移住を実現する
	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

## 第7章 計画のフレーム

### 7-1 計画のフレーム

#### 7-1-1 目標年次

本計画の目標年次は令和 7(2025)年とし、長期目標年次を令和 17(2035)年とします。

#### 7-1-2 計画対象区域

本計画の前提となる計画対象区域は、市内全域とします。

表 7-1-1 計画対象区域

項目	市街化区域	市街化調整区域	面積
都市計画区域	1,151 ha	815 ha	1,966 ha
準都市計画区域	—	—	853 ha
行政区域(市内全域)	1,151 ha	815 ha	2,819 ha

#### 7-1-3 将来人口

将来人口は、「瑞穂市都市計画マスタープラン」、「瑞穂市第2次総合計画」、「瑞穂市人口ビジョン」で示される目標年次との整合を図ることとし、目標年次(令和 7(2025)年)、長期目標年次(令和 17(2035)年)ともに 55,000 人とします。(国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という)平成 30(2018)年推計、瑞穂市人口ビジョン(第 2 期瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和 2(2020)年 3 月))は参考として表記)

表 7-1-2 計画フレーム

項目	市街化区域(人)	市街化調整区域(人)	都市計画区域外(人)	行政区域(人)	備考
現況 平成 27(2015)年	43,313	3,564	7,477	54,354	・国勢調査
目標年次 令和 7(2025)年	<b>43,800</b>	<b>3,600</b>	<b>7,600</b>	<b>55,000</b>	・総合計画、都市計画マスタープラン
	45,500	3,700	7,900	57,100	・社人研 (参考)
	45,700	3,800	7,900	57,400	・人口ビジョン (参考)
長期目標年次 令和 17(2035)年	<b>43,800</b>	<b>3,600</b>	<b>7,600</b>	<b>55,000</b>	・総合計画、都市計画マスタープラン
	45,600	3,800	7,900	57,200	・社人研 (参考)
	46,600	3,800	8,000	58,400	・人口ビジョン (参考)

注:目標年次以降の市街化区域、市街化調整区域、都市計画区域外の数値は、平成 27(2015)年の比率で配分。

## 7-2 緑地の整備目標

### 7-2-1 緑地の整備目標

本市の市街化区域の現況緑地面積割合は 3.5%となっています。

本市の緑地の整備目標は現状の保全と新規整備を合わせて長期目標年次において市街化区域では 3.6%、都市計画区域では 27.0%、行政区域は準都市計画区域を含め 34.1%と設定します。

注：緑の基本計画における緑地の確保目標水準は、将来市街地に接した周辺地域（将来市街地から歩行圏の 250m の区域）の緑地で市街化区域内の緑地と同等の効用を有するものを含めて将来市街地面積の 30%以上とされている。

表 7-2-1 緑地の整備目標（長期目標年次）

区 分	① 区域 面積 (ha)	② 現況 緑地面積 (ha)	②/① 現況 緑地面積 割合	緑地の 整備目標	備 考
(1)市街化区域	1,151	40.58	3.5%	3.6%	都市公園等の新規追加による
(2)市街化調整区域	815	490.27	60.2%	現状維持	・現況緑地は河川区域 407.65ha 含む
(1)+(2)=(3)都市計画 区域	1,966	530.85	27.0%	27.0%	
(4)準都市計画区域	853	427.03	50.1%	50.4%	公共施設緑地の新規追加による
(3)+(4)行政区域 (準都市計画区域含む)	2,819	957.88	34.0%	34.1%	

注：市街化区域の緑地面積：施設緑地 25.58ha＋地域制緑地：15.00ha＝40.58ha（p.45 参照）

注：市街化調整区域の緑地面積：施設緑地 32.71ha＋地域制緑地：466.11ha－重複 8.55ha＝490.27ha（p.45 参照）

注：準都市計画区域の緑地面積：施設緑地 7.09ha＋地域制緑地：419.94ha＝427.03ha（p.45 参照）

## 7-3 公園の整備目標

### 7-3-1 都市公園の整備目標

都市公園の一人あたり面積は令和元(2019)年現在 3.5 m<sup>2</sup>/人となっています。都市公園の一人あたり面積の目標値としては、過年度の整備進捗状況と今後の新規整備の方針を踏まえ、令和 7(2025)年は 3.5 m<sup>2</sup>、長期目標年次の令和 17(2035)年は 3.6 m<sup>2</sup>とします。

表 7-3-1 都市公園の整備目標

種別	現況 令和元年 (2019年)		目標年次 令和7年 (2025年)		長期目標年次 令和17年 (2035年)	
	面積 (ha)	m <sup>2</sup> /人	面積 (ha)	m <sup>2</sup> /人	面積 (ha)	m <sup>2</sup> /人
都市公園	19.17	3.5	19.42	3.5	19.92	3.6

注：一人当たり面積は、現況における市域人口 54,354 人、目標・長期目標年次における市域人口 55,000 人で算出。

### 7-3-2 公共施設緑地の整備目標

公共施設緑地は、緑地等公園、児童遊園地、グラウンド・広場・教育施設、市民農園を位置づけており、7.1 m<sup>2</sup>/人となっています。今後も公共施設緑地の適正な維持管理を行うとともに、緑化の充実を図ります。なお、目標年次(令和 7(2025)年)には、近隣公園相当の公共施設緑地を新設し、7.6 m<sup>2</sup>/人を目標とします。

表 7-3-2 公共施設緑地の整備目標

種別	現況 令和元年 (2019年)		目標年次 令和7年 (2025年)		長期目標年次 令和17年 (2035年)	
	面積 (ha)	m <sup>2</sup> /人	面積 (ha)	m <sup>2</sup> /人	面積 (ha)	m <sup>2</sup> /人
公共施設緑地	38.85	7.1	41.55	7.6	41.55	7.6

注：一人当たり面積は、現況における市域人口 54,354 人、目標・長期目標年次における市域人口 55,000 人で算出。

### 7-3-3 都市公園等の整備目標

都市公園と公共施設緑地を合わせた都市公園等の目標として、長期目標年次の令和17(2035)年には都市公園の3.6 m<sup>2</sup>/人と公共施設緑地7.6 m<sup>2</sup>/人と合わせて、11.2 m<sup>2</sup>/人とします。

表 7-3-3 都市公園等の整備面積目標

項目	現況 令和元年 (2019年)	目標年次 令和7年 (2025年)	長期目標年次 令和17年 (2035年)
一人当りの都市公園面積	3.5 m <sup>2</sup>	3.5 m <sup>2</sup>	3.6 m <sup>2</sup>
一人当りの公共施設緑地面積	7.1 m <sup>2</sup>	7.6 m <sup>2</sup>	7.6 m <sup>2</sup>
一人当りの都市公園等面積	10.6 m <sup>2</sup>	11.1 m <sup>2</sup>	11.2 m <sup>2</sup>

### 7-3-4 民間施設緑地の整備目標

民間施設緑地としては、児童遊園地、グラウンド・広場・教育施設、市民農園などがあり、これらの緑地は現況の規模、機能維持を図ります。

### 7-3-5 地域制緑地の指定目標

本市の地域制緑地は、農業振興地域農用地区域、河川区域により保全が図られています。周辺環境に配慮しつつ、計画的な土地利用も図っていきます。

### 7-3-6 公共公益施設の緑化の目標及び推進方針

道路の緑化や河川環境の保全は、緑の連続性を確保できる緑化として重要です。今後の道路整備や河川改修等において、可能な範囲で緑化・保全を推進します。

官公庁施設等も今後の整備において、緑化のシンボル拠点として推進を図ります。

また、学校緑化については、現況16%という状況を踏まえ、学校芝生化や植物の栽培等、自然豊かな場所づくりの推進などにより、18%の目標値を設定します。